

厚生労働大臣の定める掲示事項

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行に際し、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することといたしました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称等が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

3. 保険外負担に関する事項について

当院では証明書・診断書につきまして、実費のご負担をお願いしております。

1) 診断書・証明書及び保険外負担に係る費用

別添の「[診断書等一覧](#)」をご参照ください。

4. 医療情報の活用について

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得する情報を活用して診療を行っています。

5. 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

6. 医療情報取得加算について

当院は、「オンライン資格確認」を行う体制を有しています。薬剤情報、特定健診情報その他の必要な情報を取得・活用して診療を行います。

【オンライン資格確認とは】

医療機関や薬局窓口で健康保険証・マイナ保険証の記号番号等により、医療保険の資格情報が確認できる仕組みです。また、医療保険の資格情報の他に限度額区分等が確認可能です。

診療費に関するお知らせ

国が定めた診療報酬の算定に従い、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を下記のとおり算定いたします。

医療情報取得加算		
	マイナ保険証あり 医療情報提供に同意	マイナ保険証なし または、医療情報提供に同意しない
初診時	1点	3点
再診時 (3月に1回)	1点	2点